

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二四トン
四	二〇、九八三トン
五	一、二一〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三四三トン	九八三トン	一二、六九〇トン	一二二、一五〇トン	八、三四九トン	三六八トン	三四六、六一六トン	九八八、八四三トン	四、四七八、五三七トン	五八、五二二トン	一〇、四三二トン	五、四三八トン	三一、八七五トン	一二トン	一九トン	八トン

二九	
二八	
二七	一〇、八一トシ
二六	三、二九トシ
二五	〇トシ
二四	一七トシ
二三	四、三二八トシ
二二	七一トシ
二一	一七、〇〇トシ